

(別添3)

令和7年度（繰越）大山隠岐国立公園大山寺地区マスタープラン実施体制検討等業務に関する
企画書等審査基準及び採点表

企画書 作成項目		審査項目	審査基準	配点		採点
					小計	
業務に対する 理解度 (様式A)		大山寺地区におけるマスタープランの実施に必要な基本的考え方及び条件	大山寺地区における自然・歴史・文化・観光・暮らしなどの特性に係る知見を有し、地域内外の提案や地域関係者との丁寧な対話に基づくマスタープラン実施の意義について理解度が高いかどうか評価する。	10		
実施方法等の 提案 (様式B)		マスタープランの実施体制の検討・構築	大山寺地区の特性に関する知見を有し、マスタープランのうち3つのシンボルプロジェクトの実施に必要なとなる、同地区の利用や提供サービスの実態を把握し、効果的な体制構築や、魅力的な滞在体験提供の民間事業としての成立・継続可能性を評価するために適切な考え方・手法・留意点が具体的に示されているか評価する。	20	50	
		ソフト施策の推進とブランド価値の確立に向けた検討	大山寺地区の魅力や目指す姿、利用者ニーズを踏まえたソフト施策（とりわけブランドデザイン）を検討するための適切な考え方・手法・留意点が具体的に示されているか評価する。	10		
		先行プロジェクトにおける取組の検討及び試行	大山寺地区、とりわけ参道周辺における望ましい宿泊施設や滞在体験についてハード整備・ソフト施策の両面からあり方の検討を深めるための適切な考え方・手法・留意点が具体的に示されているか評価する。	10		
		広域連携による魅力向上の取組の検討	基本構想及びマスタープランの内容を踏まえ、広域での連携による滞在体験の魅力向上の検討を深めるための適切な考え方・手法・留意点が具体的に示されているか評価する。	5		
		マスタープランの改定内容の提案	上記の検討内容を踏まえ、大山寺地区において将来目指すべき姿・取組の方向性としてのマスタープランの更新及び具体的な目標設定を行うための考え方・手法・留意点が具体的に示されているか評価する。	5		
業務実施フロー (様式C)		業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	5		
管理技術者 (様式D-1)	技術力 専任性	専門技術者の経験等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	5		
業務従事者 (様式D-2)		配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	5		
業務実績 (様式E)		過去5年間に従事した類似業務の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。国立公園を含む地域での対話型の地域づくり計画（これに類する構想・計画等を含む）の策定業務実績1件につき2点、5件以上を10点とする。	10		
見積価格・積算内訳		提案内容に対する価格の妥当性及び積算内訳の妥当性		5		

(経費内訳書)				
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況（様式F）	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO14001、エコアクション 21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5		
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (様式G)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5 点 ・えるぼし 3 段階目（※2） 4 点 ・えるぼし 2 段階目（※2） 3 点 ・えるぼし 1 段階目（※2） 2 点 ・行動計画（※3） 1 点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4 点 ・くるみん認定（新基準※4） 3 点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2 点 ・トライくるみん認定 2 点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和7年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第4項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4 点	5		
合計			100	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5 点満点の場合	10 点満点の場合	20 点満点の場合
・ 秀	5 点	} ×2	} ×4
・ 優	4 点		
・ 良	3 点		
・ 準良	2 点		
・ 可	1 点		
・ 不可	0 点		